

# 国民年金保険料を納めましょう

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、世代を超えて支え合う制度です。4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料（以下「保険料」といいます）は、月額1万6490円です。

経済的な事情や災害などにより、保険料を納めることが難しいとき、申請して承認されると保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

免除や猶予を受けず、保険料が未納になると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

## 免除制度や納付猶予制度などを活用しよう

### ● 保険料の免除制度

本人・本人の配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が一定基準以下までの期間をさかのぼって行えます。

※過去分の保険料の免除制度、納付猶予制度、学生納付特例制度の申請は、申請時点から2年1ヶ月前までの期間をさかのぼって行えます。

## 免除や猶予を受けたら追納制度を利用しましょう

保険料の免除や納付猶予を受けている場合、将来受け取る年金額は全額納付した場合に比べて少なくなります。ただし、追納（さかのぼって納付）することで、年金額を増やすことができます。

## 老齢年金を受けるために必要な資格期間が短縮されます

の保険料は、10年以内であれば追納することができます。過去3年度より前の保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。

※免除や猶予の承認を受けず未納になつた保険料は、2年が過ぎると納められなくなります。



場合に比べて少なくなります。  
一部免除の場合は、免除されないと未納期間扱いになります。

### ● 納付猶予制度

50歳未満（※）の人で、本人・本人の配偶者それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。猶予が承認された期間は、将来老齢基礎年金などを受けるため必要な資格期間として計算されます。

受け取る年金額は、納付猶予を受けた分減額され、「納付免除」と「納付猶予」のどちらも利用できる人は、「納付免除」を利用する方が有利です。

※対象年齢の「50歳未満」は平成28年7月以降の保険料に適用されます。平成28年6月までの保険料の納付猶予は、「30歳未満」の人対象です。

● 学生納付特例制度  
前年所得が一定基準以下の学生は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。猶予が承認された期間は、将来老齢基礎年金などを受けるために必要な資格

「短縮」と記載された黄色の封書が届きますので、「ねんきんダイヤル」に電話予約の上、花巻年金事務所で手続きしてください。



【問い合わせ・申し込み】	
本庁生涯学習課(☎24-2111内線419)	

所得基準の目安				
扶養人数	保険料免除		納付猶予(*2)	学生納付特例
	全額免除(*1)	一部免除(*1)		
3人扶養(夫婦・子2人)	~162万円	~335万円	~162万円	~118万円
1人扶養(夫婦のみ)	~92万円	~247万円	~92万円	
扶養なし	~57万円	~189万円	~57万円	

\*1 全額・一部免除の場合、本人・配偶者・世帯主それぞれ該当  
\*2 納付猶予の場合、本人・配偶者それぞれ該当



「育てる！広げる！スマイル・ファミリー」をテーマに、子どもとお留守番に役立つポイントや万が一のための応急手当などを学びます。

- 対象 市内に在住または在勤する次の人
  - ▷ 乳幼児期の子どもの父親▷父親になる予定の人とその家族
- 日時 8月5日・19日、9月2日の土曜日、全3回、午前10時30分～11時30分
- 会場 ぷらっと花巻(イトーヨーカドー花巻店2階)
- 定員 15人(定員を超える場合は抽選)
- 参加料 無料(教材費や保険料などは自己負担)
- 申込期限 7月18日(火)

※託児サービス(無料)を行います。  
希望する場合は講座と併せてお申し込みください



### ◆ 第1回講座

「パパと一緒に遊ぼう！」  
子どもが喜ぶ声掛けや遊び、スキンシップの取り方などを学びます。

### ◆ 第2回講座

「初めてのお留守番」  
留守番のときの心構えやおんぶの仕方、お出掛けセットの作り方などを学びます。

### ◆ 第3回講座

「万が一のために  
～乳幼児の応急手当～」  
けが、やけど、体調不良時の応急手当や乳幼児のための心肺蘇生法などを学びます。

【問い合わせ・申し込み】  
本庁生涯学習課(☎24-2111内線419)